

個人年金共済制度

< 拠出型企業年金保険 >

(契約概要 ・ 注意喚起情報)

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。制度内容・給付額試算表の内容・掛金額等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

制度の特色

- ① 積立期間中に脱退された場合には脱退一時金をお受取りいただけます。
- ② 月払5口以上なら、1口 1,000 円単位でご自由に掛金額をお決めいただけます。
- ③ 6年目から毎年基本年金月額が増加します。
(ただし年金額の増加は保証期間中に限ります)
- ④ 満 70 歳になられたとき、または、加入 10 年以上の方が満 60 歳以上で脱退されたときに年金の支払が開始されます。
- ⑤ 年金受給開始時に、①10 年確定年金 または ②15 年保証終身年金のいずれかをご自由にお選びいただけます。
- ⑥ ご加入者が負担された掛金から制度運営事務費を控除した額は、ご加入時の年齢や年間の払込保険料合計額により、保険料控除の対象となります。
(所得税法第 76 条、地方税法第 34 条)

ご 注 意

■ 積立金が払込掛金の累計を下回る場合があります。

お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。

そのため、新規加入・増口から一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

また、予定利率については将来変更されることがあります。

※将来の受取予想額につきましては、給付額試算表をご確認願います。

ただし、将来のお受取額をお約束するものではありません。



個人年金共済制度〔拠出型企業年金保険〕契約概要

この「個人年金共済制度〔拠出型企業年金保険〕契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

◇商品名称

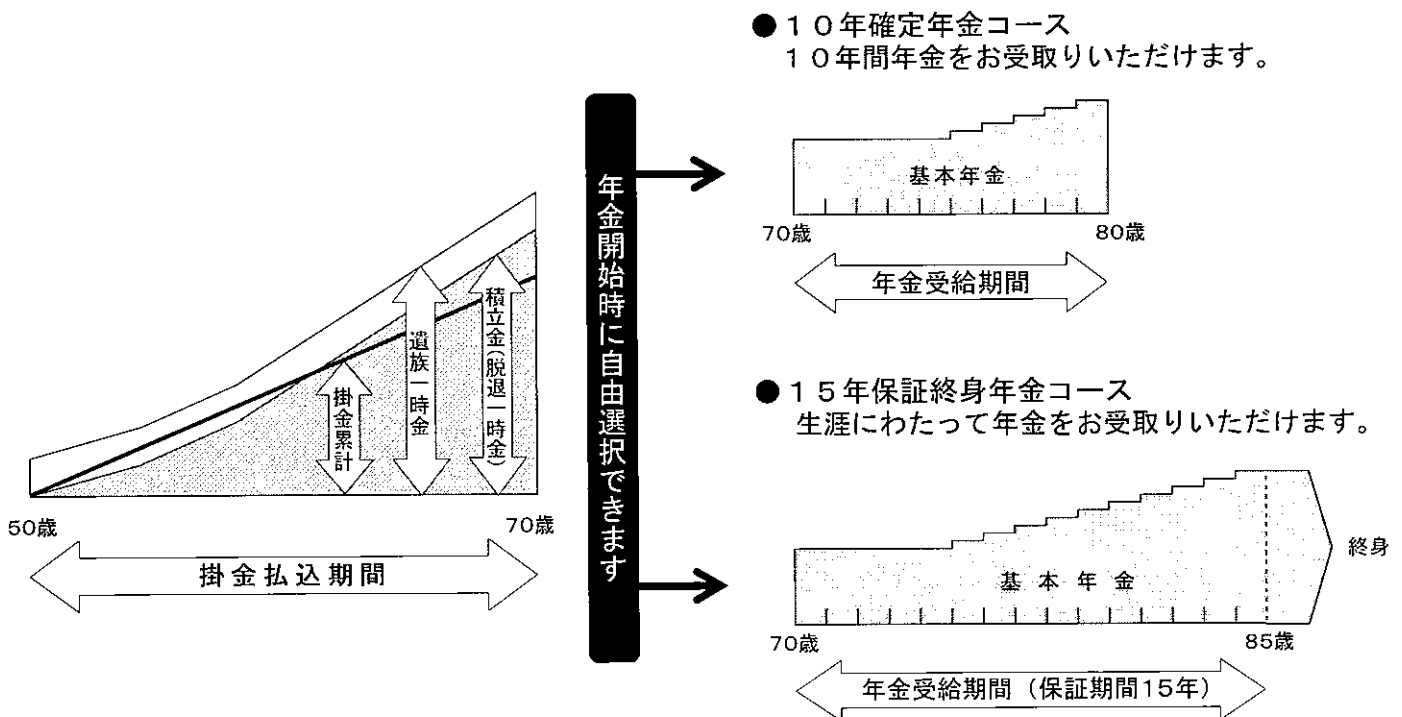
拠出型企業年金保険

◇商品の特徴について

- 北九州商工会議所会員事業所（特定商工業者を含む）の事業主および役員・従業員の方について、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体（北九州商工会議所）を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金が受取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金として、払込み中の月払掛金1口につき1,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。

<仕組み図（月払イメージ）>

50歳加入・70歳年金開始



●基本年金

年金受給開始時点の積立金をもとにして計算された年金額であり、年金月額は6年目より（15年保証終身年金コースの場合は保証期間中）毎年当初年金額の1%ずつ増加していきます。

【給付額試算表】

■積立金額(脱退一時金額)および開始時年金月額

月払掛金 10口 10,000円について

加入年数	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	70歳開始時年金月額	
			10年確定年金	15年保証終身年金(男)
1年	120,000 円	約 114,800 円	—	—
2	240,000	230,600	—	—
3	360,000	347,400	—	—
4	480,000	465,100	—	—
5	600,000	583,900	約 4,900 円	約 2,800 円
6	720,000	703,600	6,000	3,400
7	840,000	824,300	7,000	4,000
8	960,000	946,000	8,000	4,600
9	1,080,000	1,068,700	9,100	5,200
10	1,200,000	1,192,400	10,100	5,800
15	1,800,000	1,826,700	15,600	8,900
20	2,400,000	2,487,800	21,200	12,200
25	3,000,000	3,176,800	27,100	15,600
30	3,600,000	3,894,800	33,200	19,100

(注) 1. 試算額は変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 月払掛金は12,000口を常に維持していること。

(2) 加入者全員の掛金が、所定の払込月の1日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の金額は、各委託保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[平成22年4月現在]および委託割合[平成21年12月現在]に基づき計算しております。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

2. 加入後一定の期間は、脱退一時金が掛金累計を下回ります。

3. 上表の年金月額は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

4. 上表の15年保証終身年金の年金月額は、男性の方が記載の年齢から年金受取を開始した場合の試算例であり、全ての年金受取開始時年齢について表示しているものではありません。また、女性の方は男性よりも金額が少なくなります。

◇加入資格について

北九州商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主および役員・従業員で、満15歳以上満65歳未満の方。

ただし、現在健康で正常に勤務されている方。(満70歳まで継続いただけます)

※北九州商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

◇掛金負担者について

ご加入者本人となります。

◇掛金について

○掛金額

月 払：1口1,000円で5口以上

※掛金には1口あたり30円の制度運営事務費が含まれています。

制度運営事務費を除いた残額（1口あたり970円）を保険料として運用します。

○お申し出により、増口ができます。

○次の事由に該当された場合に限り、月払掛金の一部払込中止のお取扱いをいたします。

①災害 ②疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金の払込が困難な場合

なお、払込中止口数分に対応する積立金は払出しせず、積立てておきます。

○掛金は取扱金融機関の口座より、毎月22日（22日が休日の場合は翌営業日）に自動的に振替えます。

なお、掛金の口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に2ヵ月分の口座振替を行います。

さらに口座振替ができなかった場合は、加入不成立または脱退としてお取扱いします。

掛金の収納事務は、集金代行会社の日本システム収納株式会社に委託しています。

※お申込みいただいた掛金を加入取扱者が現金で受領することはありません。初回よりご指定の金融機関の預金口座より自動振替いたします。

◇加入日および掛金払込満了日について

《加入日（新規・増口）》

毎月20日までに申込みの場合：翌々月1日

毎月21日以降月末までに申込みの場合：翌々々月1日

《掛金払込満了日》

掛金払込満了日は、満70歳に達した日となります。

◇年金や一時金が支払われる場合について

年金や一時金が支払われる場合は以下のとおりです。

【給付の種類】（重複しては支払われません）

○年 金

加入者が積立満了年齢（満70歳）に達したとき、または、加入期間10年以上かつ満60歳以上で脱退されたときにお支払いします。

・年金は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

・ご希望により将来の年金支払に代えて、一時金（残存保証期間の未支払年金現価相当額）でのお支払いもお取扱いします。

年金開始時に①10年確定年金または②15年保証終身年金のいずれかをお選びください。

①10年確定年金：加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払いします。

②15年保証終身年金：加入者が生存されている限り終身にわたって年金をお支払いします。

※一時金でお受取りになる場合は残存保証期間の年金現価相当額をお支払いしますが、加入者が保証期間経過後に生存されているときは、年金の支払が再開されます。

※15年の保証期間中に死亡された場合は、残存保証期間遺族に年金をお支払いします。

○脱退一時金

加入者が年金受給権の取得前に脱退されたとき、一時金でお支払いします。

○遺族一時金

加入者が掛金払込期間中に死亡されたとき、月払掛金1口につき1,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。

※ただし、払込みのない加入口に対する加算はありません。

◇受取人について

ご加入者が生存中の受取人は、ご加入者本人です。

なお、ご本人が死亡されたときは、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

◇積立金について

- 積立金（脱退一時金）・遺族一時金はご加入時点で定まるものではありません。
- お払込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金（脱退一時金）・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。

◇年金月額について

- 年金月額はご加入時点で定まるものではありません。
- 将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されます。基礎率等（予定利率・予定死亡率等）については将来変更されることがあります。

◇配当金について

- この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みとなっております。決算実績によっては、割当のない年度もあります。
- 掛金払込期間中の配当金は、ご加入者の積立金に繰入れられます。
- 年金受給期間中の配当金は、年金の増額（増加年金）に充当されます。
- 年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

◇委託保険会社および委託割合について

この制度は、保険契約者である北九州商工会議所が生命保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」に基づき運営します。（制度発足日：昭和60年10月1日）

《委託保険会社および委託割合》

大同生命保険株式会社	(49.4%)	<事務幹事会社>
第一生命保険相互会社	(41.3%)	
富国生命保険相互会社	(9.3%)	

上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

（上記の委託保険会社および委託割合は平成21年12月現在のものです。なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が上記の委託割合と異なることがあります。）

個人年金共済制度〔拠出型企業年金保険〕注意喚起情報

この「個人年金共済制度〔拠出型企業年金保険〕 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

◇ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

◇ご加入の責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

≪加入日≫

毎月20日までにお申込みの場合……………翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込みの場合……………翌々々月1日

※生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

◇加入資格について

拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業されている団体の所属員（当制度においては北九州商工会議所会員事業所（特定商工業者を含む）の事業主・役員および従業員）の方のみご加入いただけます。また、退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

◇掛金のお払込みについて

ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月経過した場合、加入不成立または脱退として取り扱われます。

◇年金や一時金のお支払い制限について

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族一時金（年金）の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金（年金）をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（掛金の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 払込が中止されている加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

◇脱退・払出し時の一時金額について

お申込みいただいた掛金は、そのまま積立てるのではなく、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等にあてられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金（脱退一時金）・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

◇予定利率等の変更について

委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

◇生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

○保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。

○この制度の委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問合せ先） 生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820 【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

◇生命保険協会による「生命保険相談所」について

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、加入者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、加入者等の正当な利益の保護を図っております。

◇個人情報に関するお知らせ

北九州商工会議所（以下、「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

◇年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

○お支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当注意喚起情報および契約概要に記載しておりますので、ご確認ください。

○年金や一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金や一時金のお支払事由が生じた場合は、すみやかに下記の団体の照会先までご連絡ください。

◇ご照会について

【制度に関するご照会】

北九州商工会議所 会員・共済課 〒802-8522 北州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館内
電話番号：093-541-0182

【当紙面（「契約概要」、「注意喚起情報」）に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 共済年金課 電話番号：06-6447-6230

<受付時間>9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く。）

ご加入にあたってのお知らせ

◆加入者証

ご加入者に対して「加入者証」を発行します。

◆税法上のお取扱い

- ①掛金…掛金から制度運営事務費を控除した額が個人年金保険料控除の対象になります。
ただし、年齢満60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除の対象になります。
(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)
- ②年金…雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)
- ③脱退一時金…一時所得となります。(所得税法第34条、同法施行令第183条)
- ④遺族一時金…相続税の対象となりますが、法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。
(相続税法第3条・第12条)

※記載の税務取扱は、平成21年12月の税制に基づくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

北九州商工会議所

〈この制度についてのお問合せは〉

北九州商工会議所 会員・共済課

〒802-8522 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館内

電話 093-541-0182

◇取扱保険会社	◇担当者

この資料は、平成21年12月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。